

令和 5 ・ 6 年度

建設関連業務入札参加資格審査申請書提出要領

令和 5 年 1 月

岩手県久慈市総務部財政課

目 次

I 資格審査の概要	1
1 建設関連業務の種類	1
2 申請要件	1
II 申請の手続き	3
1 提出方法及び受付期間	3
2 資格審査結果	3
3 資格者名簿の有効期間	3
4 提出書類	4
III 申請書類の記載方法と添付する書類	6
1 提出書類確認表（様式第1号）	6
2 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式第1号（総務省様式1））	6
3 競争参加資格希望業種表・経営状況調査表（様式第2号（総務省様式3－1③））	6
4 営業所一覧表（様式第3号（総務省様式3－2））	7
5 実績高等調書（様式第4号）	7
6 業態調書（様式第5号）	9
7 技術者経歴書（様式第6号）	9
8 申請業務に係る業務実績書（様式第7号）	10
9 登録証明書等（写）	10
10 登記事項証明書（写）	10
11 財務諸表（写）	10
12 資本関係・人的関係に関する届出書（様式第8号）	11
13 納税証明書（原本又は写）	13
14 使用印鑑届兼委任状（様式第9号）	14
15 希望する業種別の市内営業所分の直前2年間の年間平均完成実績高調書（様式第10号）	14
16 上下水道料金納付状況証明書	14
17 市内営業所に関する調書（様式第11号）	14
IV 申請書提出後の手続き	16
1 変更届の提出	16
2 事業承継等があった場合	16
3 資本関係・人的関係に変更があった場合の届出	16
4 納税証明書等の提出	16
5 市への情報提供について	17
別表 有資格技術者一覧表	18

(参考)

令和5・6年度建設関連業務入札参加資格審査申請の主なスケジュール

日程			内容	参照ページ及び 参照番号
年	月	日		
R5	2	1 (水)	○7月1日登載分の申請書類 受付開始	P3Ⅱ1、P6Ⅲ
	3	31 (金)	○7月1日登載分の申請書類 受付〆切	
R5	4	3 (月)	○8月1日登載分の申請書類 受付開始	P3Ⅱ1、P6Ⅲ
	6	30 (金)	○8月1日登載分の申請書類 受付〆切	
	7	1 (土)	★資格者名簿有効期間始期日	
		随時	○申請書類の提出受付 (R7. 5. 20まで)	P3Ⅱ1、P6Ⅲ P16Ⅳ1
			○変更届の提出受付	
R6	2	1 (木)	○中間年における提出書類 受付開始	P16Ⅳ4
	3	29 (金)	○中間年における提出書類 受付〆切	
			対象者：久慈市内に本社、受任者若しくは営業 所を有する法人又は個人	
R7	6	30 (月)	★資格者名簿有効期間終期日	

I 資格審査の概要

久慈市が発注する建設関連業務の入札に参加するためには、あらかじめ入札参加資格審査を申請し、建設関連業務入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されていることが必要です。

1 建設関連業務の種類

建設関連業務の種類は、次のとおりです。

業種区分	業 務 内 容
測 量	測量一般 地図の調整 航空測量
建築関係建設 コンサルタント業務	建築一般 意匠 構造 暖冷房 衛生 電気 建築積算 機械設備積算 電気設備積算 工事監理（建築） 工事監理（電気） 工事監理（機械） 調査 耐 震診断 地区計画及び地域計画
土木関係建設 コンサルタント業務	河川・砂防及び海岸・海洋 港湾及び空港 電力土木 道路 鉄道 上水道及び工 業用水 下水道 農業土木 森林土木 水産土木 廃棄物 造園 都市計画及び地 方計画 地質 土質及び基礎 鋼構造及びコンクリート トンネル 施工計画・施 工設備及び積算 建設環境 建設機械 電気電子 交通量調査 環境調査 経済調 査 分析・解析 宅地造成 電算関係 計算業務 資料等整理 施工管理
地質調査業務	地質調査
補 償 関 係 コンサルタント業務	土地調査 土地評価 物件 機械工作物 営業補償・特殊補償 事業損失 補償関連 総合補償 不動産鑑定

2 申請要件

(1) 申請に係る欠格要件（申請できない者）

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者（成年被後見人等）
- ② 「建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名に関する要綱」（平成18年久慈市告示第9号）第9第1項の規定に基づき、資格の取消処分を受けた者で、その処分の期間を経過しない者
- ③ 下記の税を滞納している者
 - ア 久慈市の市税（全ての税目）
 - イ 法人税（国税：法人の場合）
- ④ 暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
 - ア 暴力団、暴力団員とは構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体及びその構成員
 - イ これら（暴力団又は暴力団員）と密接な関係を有する者
 - a 暴力団員を役員等経営幹部とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させている者
 - b 暴力団員を雇用している者
 - c 暴力団又は暴力団員を代理人、受託者等として使用している者
 - d 暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える者

e 暴力団又は暴力団員を問題解決等のために利用する者

f 暴力団又は暴力団員と密接な交際をする者

g 暴力団若しくは暴力団員又はa から f の行為を行う者であると知りながら、その者に建設工事の下請等をさせる者

- ⑤ 久慈市上下水道料金を滞納している者（ただし、分納誓約書を久慈市上下水道部に提出している場合は、この限りでない。）

(2) 業種に係る申請要件

- ① 次の業種にあつては、それぞれに定める登録を受けている必要があります。

ア 測量の測量一般、地図の調整、航空測量

測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録

イ 建築関係建設コンサルタントのうち建築一般

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録

ウ 補償関係コンサルタント業務のうち不動産鑑定

不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定による登録

- ② 営業に関し、法律上必要とする資格を有していること。

II 申請の手続き

久慈市の建設関連業務の資格者名簿への登録を希望する方は、次の方法により申請書を提出してください。

1 提出方法及び受付期間

(1) 受付期間

① 定期受付

令和5年2月1日（水）から3月31日（金）まで（土日祝日を除く。）の期間の午前8時30分から午後5時15分まで（必着）

② 随時受付

上記①の定期受付終了後、令和7年5月20日まで随時受け付けます。（土日祝日を除く。）

(2) 提出方法

郵送又は直接持参により提出してください。

(3) 提出場所

〒028-8030 岩手県久慈市川崎町1-1

久慈市総務部財政課管財係 電話番号 0194-52-2111（内線226）

0194-52-2113（課直通）

2 資格審査結果

資格審査の結果、適切であると認められた場合は、資格者名簿に登載されます。

なお、審査結果について、資格者名簿に登録される申請者に対して個別に通知は行いません。

申請書受付票の送付を希望する方は、送付先の住所及び名称を記入のうえ、切手を貼りつけた返信用封筒又ははがきを申請書とともに提出してください。

書類に不備等があり名簿に登載されない場合は、別途通知します。

3 資格者名簿の有効期間

令和5・6年度建設関連業務入札参加資格者名簿の有効期限は次のとおりとなります。

受付期間		資格者名簿	
		登載日	有効期間
令和5年2月1日～令和5年3月31日		令和5年7月1日	登載日 ～ 令和7年6月30日
令和5年4月1日～令和5年6月30日		令和5年8月1日	
令和5年7月1日 ～	a) 毎月1日～20日	a) 翌月1日	
令和7年5月20日	b) 毎月21日～末日	b) 翌々月1日	

※次の資格者名簿が作成されるまで有効期間が延長される場合があります。

※受付書類に不備がある場合は、登載日に登載されない場合があります。

4 提出書類

(1) 市内に本店、支店又は常時建設関連業務の委託契約を締結する事務所若しくはその他の営業所を有する方（※その他の営業所とは、6頁Ⅲ1(4)に該当する市内営業所等をいう。）

⇒ 次の表の順番に、綴じずにクリップ留めのうえ、1部提出してください。

(2) 市内に本社又は営業所を有しない方（上記(1)以外の方）

⇒ 次の表の順番に、A4フラットファイル（色の指定はありません。）に綴じて、表紙及び背表紙に商号又は名称を記載のうえ、1部提出してください。

(3) 申請書は久慈市のホームページからダウンロードすることができます。

(<http://www.city.kuji.iwate.jp/>)

※ トップページ⇒（くらしの情報）申請書ダウンロード⇒ 財政課⇒ 該当ページ

No.	提出書類	様式	写し	○:必須 △:該当者	解説頁	備考
1	提出書類確認表	—	可	○	6	市内営業所を有する場合は下部に要記載
2	一般競争（指名競争）参加資格審査申請書	第1号 （総務省 様式1）	可	○	6	
3	競争参加資格希望業種表・経営状況調査表	第2号 （総務省 様式3-1③）	可	○	6	
4	営業所一覧表	第3号 （総務省 様式3-2）	可	△	7	支店等に委任する場合提出
5	実績高等調書	第4号	可	○	7	
6	業態調書	第5号	可	○	9	
7	技術者経歴書	第6号	可	○	9	
8	申請業務に係る業務実績書	第7号	可	○	10	
9	登録証明書等	—	可	○	10	
10	登記事項証明書（履歴事項全部証明）	—	可	○	10	個人の場合は身分証明書
11	財務諸表	—	可	○	10	1年分
12	資本関係・人的関係に関する届出書	第8号	可	○	11	該当がない場合でも要提出

13	納税証明書	—	可	○	13	詳細は13項参照。
14	使用印鑑届兼委任状 ※要押印	第9号	不可	○	14	
15	希望する業種別の市内営業所分の直前2年間の年間平均完成実績高調書	第10号	可	△	14	本社が久慈市外で、市内に営業所等を有する場合
16	上下水道料金納付状況証明書	—	不可	△	14	市内に本社又は営業所を有する方
17	市内営業所に関する調書	第11号	可	△	14	

Ⅲ 申請書類の記載方法と添付する書類

1 提出書類確認表

- (1) 商号（名称）及び申請事務担当者の所属・氏名、本社及び受任者（受任先がある場合のみ）の連絡先等を記入してください。
- (2) 提出書類の提出欄に○を記入するとともに、納税証明書提出一覧において、提出する納税証明書の□にチェックをして提出してください。

「総務省標準様式」を採用したことにより、様式及び様式番号が一部変更されておりますので、提出書類確認表により申請書提出前に再度確認をお願いします。

- (3) 提出書類確認書は資格申請書の受付時に確認票としても使用しますので、他の提出書類と同様に必ず提出してください。

(4) 市内営業所等

本社（本店）又は受任者以外の営業所を久慈市内に有する場合に記入してください。なお、当該営業所が次の要件をすべて満たす場合は、記入してください。

- ① 営業所としての事務室が設置されていること。
- ② 常時営業活動の体制が整っていること。
- ③ 法人市民税を久慈市に納付していること。また、直前2事業年度分における久慈市固定資産税及び法人市民税に滞納がないこと。（※久慈市が発行する様式第29号（完納証明）及び（税目別証明）両方の納税証明書の提出が必要です。）
- ④ 久慈市上下水道料金に滞納がないこと。
- ⑤ 営業所に係る必要書類の提出がなされていること。
 - ア 希望する業種別の市内営業所分の直前2年間の年間平均完成実績高（様式第10号）
 - イ 市内営業所に関する調書（様式第11号）

2 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式第1号（総務省様式1））

「総務省標準様式」での提出となりますので、別添の競争入札参加資格審査申請書（標準様式）記載要領に従い、作成してください。

行政書士等が代理申請する場合は、申請者（代表者）から申請代理人（行政書士等）への委任状（任意様式可）を添付してください。

3 競争参加資格希望業種表・経営状況調査表（様式第2号（総務省様式3-1③））

「総務省標準様式」での提出となりますので、別添の競争入札参加資格審査申請書（標準様式）記載要領に従い、作成してください。

「28 登録を受けている事業」欄に記載する場合においては、添付資料として該当する登録証明書、現況報告書等の写しが必要となります。

事業登録	内 容	添付書類
測量業者	測量法（昭和24年法律第188号）55条による登録を受けている場合	測量業者登録証明書
建築士事務所	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合	建築士事務所登録証明書
建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合	現況報告書の副本の写し（※1）
地質調査業者	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合	現況報告書の副本の写し（※1）
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示1341号）第2条による登録を受けている場合	現況報告書の副本の写し（※1）
不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録を受けている場合	不動産鑑定業者であることを証する書面
土地家屋調査士	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて記載する。）	土地家屋調査士であることを証する書面
司法書士	司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条による登録を受けている場合	司法書士であることを証する書面
計量証明事業者	計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録を受けている場合	計量証明事業者であることを証する書面
空白の欄	その他の登録等を受けている場合は、登録事業名等を空白の欄に記載する。「計量証明事業者における事業区分ごとの登録」等を行っている場合には、本欄に記載してください。	

※1 添付する現況報告書の副本の写しは、国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものであること。

※2 上記登録証明書については、それぞれに発行官公署において定めた様式によるものとし、証明年月日が申請書提出時以前の3か月以内のものであること。

4 営業所一覧表（様式第3号（総務省様式3-2））

「総務省標準様式」での提出となりますので、別添の競争入札参加資格審査申請書（標準様式）記載要領に従い、本社（店）から受任する支店等営業所の状況について作成してください。

別紙5は定めておりませんので、久慈市で営業可能な場合は、「01」を記載してください。

5 実績高等調書（様式第4号）

- (1) 「直前2年度分決算」及び「直前1年度分決算」の各欄には、「業種区分」の各業種のうち、希望する業種についてのみ記載してください。希望する業種以外の実績高は「その他」の欄に

その額を記載し、希望しない業種については、実績の有無にかかわらず空欄としてください。
 実績がない業種を希望する場合には「0」を記載してください。
 消費税を含まない額を記入し、千円未満は四捨五入してください。

直前2年度分決算の欄には、次の金額を参考に記入してください。

申請者	記入する金額
普通法人	決算報告書の損益計算書の「売上」金額
一般社団法人等	収支計算書総括表の収入の部の「事業収入」金額
個人（青色申告）	確定申告控えにある損益計算書の「売上（収入）金額」
個人（白色申告）	確定申告書控えの所得金額欄の「営業」金額
組合	決算報告書の損益計算書「売上高」の「当該事業収入」金額

※ 各売上・収入等実績は当該事業にかかるもののみを記入してください。（建設業、物品製造業及び役務等の実績は含めないで、合計は損益計算書の総売上高と必ずしも一致しない場合もあります。）

(2) 「直前2カ年間の年間平均実績高」欄

直前2カ年分の両決算に基づき算定した年間平均実績高を記入してください。（両決算の合計を2で除して得た数値。）合計欄には縦の金額の合計を記入してください。

(3) 有資格技術者数（人）

申請しようとする日の直前の営業年度の終了日の前日において常時雇用している従業員のうち専ら建設関連業務に従事している各有資格者数を記入してください。記載できるのは、技術者経歴書等において確認できる範囲に限ります。

① 技術士の総合技術監理部門の資格を有する職員については、その選択科目と同一の技術部門・選択科目の技術者とみなして記入すること。

例）・総合技術監理部門（建設一道路）を有する

→ 建設部門（道路）に1人として記入

・1人で建設部門（道路）と総合技術監理部門（建設一道路）を有する

→ 建設部門（道路）に1人として記入

② 技術士及びRCCM資格の同一部門の資格を有する職員については、技術士資格にのみ1人として記入すること。

例）1人で技術士（建設一トンネル）及びRCCM（トンネル）を有する

→技術士（建設一トンネル）にのみ1人として記入

③ 等級別の資格（士・士補、1・2級等）については、有している上位の等級にのみ1人として記入すること。

一級建築士の免許を受けている者が、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けている者である場合は、一級建築士欄にはカウントしない。構造設計、設備設計両方交付されている者は、それぞれ重複して記載すること。

④ 上記①から③までにより記入したうえで、部門別の資格（技術士、RCCM等）を複数有する職員については、有している全ての部門に1人として記入すること。

⑤ 「公共用地経験者」欄には、官公庁等に勤務し、公共用地の取得業務に従事した実績のあ

る者で、その実務経験が10年以上の者の数を記載すること。

- ⑥ 「有資格技術者数」欄に掲げる資格等については、別表「有資格技術者一覧表」を参照のこと。
- ⑦ 工事・コンサルを営んでいる者が申請する場合には、専ら建設工事に従事する者はずしてカウントすること。

6 業態調書（様式第5号）

- (1) 「業務実績情報システム（TECRIS）における企業ID」欄
TECRISに登録している場合のみ記載してください。
- (2) 「公共建築設計者情報システム（PUBDIS）における会社コード」欄
PUBDISに登録している場合のみ記載してください。
- (3) 「登録部門及び希望業務」の欄
- ① 「登録」欄には、申請者において登録を受けている業務区分に「○」印を付してください。
- ② 「希望」欄には、申請者が希望する業務区分に「○」印を付してください。
- ※ 次の業務区分を希望する方は、それぞれ、測量法第55条、建築士法第23条、不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録が必要となり、次の証明書等（写しでも可）が必要となります。（前記にかかる登録を受けていない場合は、当該業務の申請を希望することはできません。）

業種区分	業務区分	必要な証明書
測量	測量一般	測量業者登録証明書
	地図の調整	
	航空測量	
建築関係建設コンサルタント業務	建築一般	建築士事務所登録証明書
補償関係コンサルタント業務	不動産鑑定	不動産鑑定業者であることを証する書面

7 技術者経歴書（様式第6号）

- (1) 建設関連業務に専ら従事する常勤役員及び職員のうち、全ての技術職員について記入してください。
- (2) 様式第4号「有資格技術者数」に記載した資格を有する者は、必ず記載してください。
- (3) 業種区分（「測量」、「建築関係建設コンサルタント」、「土木関係建設コンサルタント」、「地質調査」、「補償関係コンサルタント業務」）ごとに作成し、種類欄に記載してください。
- なお、技術士【上下水道部門】、【衛生工学部門】、二級土木施工管理技士、不動産鑑定士補、公共用地経験者は業種区分「その他」として記載してください。
- (4) 営業所（本店又は支店若しくは常時契約を締結する事務所）ごとにまとめて記載し、その直前の氏名欄に（ ）書きで当該営業所名を記載してください。
- (5) 「法令による免許等」欄には、業務に関し、法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記載してください。
- 技術士については、必ず部門と選択科目を明記してください。
- 例）技術士（総合技術管理部門（地質））

(6) 「実務経験年月数」欄

- ① 実務経歴は最近のものから記載し、純粋に測量、建設コンサルタント等業務に従事した職種及び地位を記載してください。
 - ② 審査基準日（申請日の直前の営業年度の終了日）時点における経験年月数を記載してください。
 - ③ 公共用地経験者に係る部分については、当該用地業務に従事した官公庁名及び在職期間等を記載するものとし、必ず10年以上の実務経験が確認できること。
- (7) 記載欄が不足する場合は、適宜、記載欄を追加するなどして提出してください。

8 申請業務に係る業務実績書（様式第7号）

- (1) 「業態調書（様式第5号）」において希望する業種区分ごとに作成してください。
- (2) 記入する業務実績は、過去2年間に完成又は着手した業務で、官公庁発注に係る元請を中心に主な業務について記載してください。官公庁発注業務の実績がない場合は、民間業務について主な業務を記載してください。（※未完成業務を含む。再委託された業務及び工事請負契約に係るものは記入しないでください。）
- (3) 「業務の規模等」欄には、測量の面積・精度等、設計の階数・構造・延べ面積等、その業務の主たる内容について、具体的に記載してください。
- (4) 「業務履行場所のある都道府県名」欄は、その業務を履行した都道府県の名称を記載してください。岩手県内の業務については、市町村名を記載してください。
- (5) 「請負代金の額」欄は、消費税を含まない最終請負額（未完成業務を申請書を提出する日の額）を記入してください。消費税を含む額を記入する場合は右側上段余白に「税込み」と表示してください。
- (6) 「完成（予定）年月」欄は、業務が完成している場合は完成年月、未完成の場合は完成予定年月を記載してください。

9 登録証明書等（写）

- (1) 営業に関し、法律上必要とする登録証明書等の写しを提出してください。
- (2) 発行官公署において定めた様式によるものとします。
- (3) 測量、建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務については、証明年月日が申請書提出時以前の3か月以内のものとします。

10 登記事項証明書（個人の場合は身分証明書）（写）

- (1) 法人の場合は、3か月以内に発行された登記事項証明書（写し可）を提出してください。
- (2) 個人の場合は、市町村長発行の身分証明書を提出してください。

11 財務諸表（写）

申請日の直前における財務諸表（1年分）を提出してください。

【法人の場合】貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書及び注記表
（消費税に係る処理方針が確認できるものを添付すること。）

【個人の場合】貸借対照表・損益計算書

※ 資格審査受付期間中に審査基準日を含む1年の事業（営業）年度の財務諸表の調整が完了しない場合には、直前1年の事業（営業）年度の前年度の財務諸表によってください。

※ いずれの場合も同内容の記載があれば、建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程又は補償コンサルタント登録規程による現況報告書の副本の写しでも可とします。

12 資本関係・人的関係に関する届出書（様式第8号）

久慈市が発注する建設関連業務では、一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への同時参加を認めない取り扱いをしています。

建設関連業務入札参加資格審査申請をする者は、資本関係等がある会社の有無にかかわらず、「資本関係・人的関係に関する届出書」を必ず提出してください。

(1) 同一入札への参加が制限される場合

【資本関係】

以下のいずれかに該当する場合には、同一入札に同時参加することができません。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

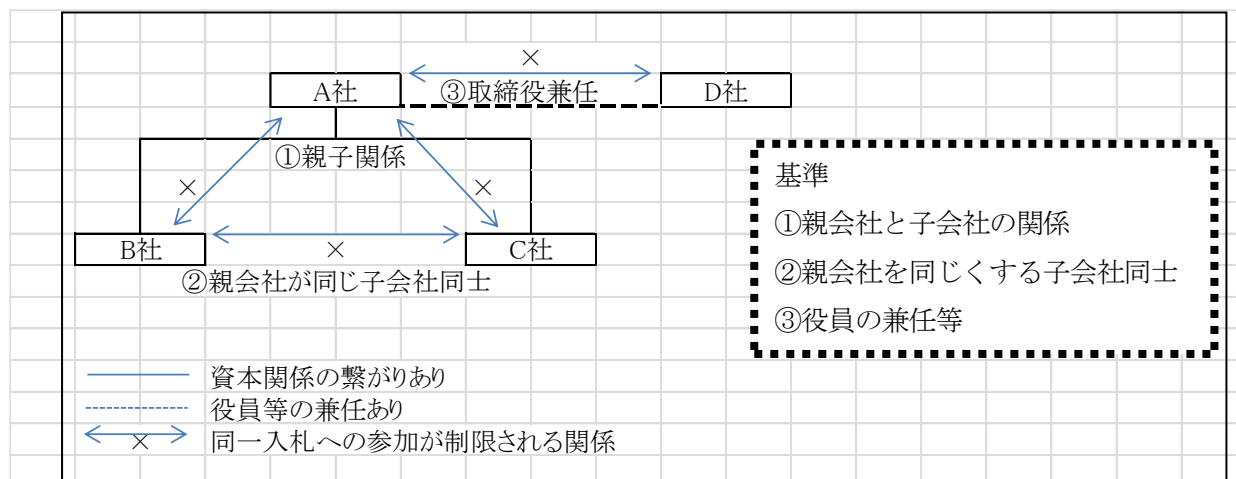
【人的関係】

以下のいずれかに該当する場合には、同一入札に同時参加することができません。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

【参考：同一入札への同時参加が制限される場合】



(2) 届出書提出にあたっての留意事項

「資本関係・人的関係に関する届出書」は、一定の資本関係または人的関係がない場合でも必ず提出しなければなりません。（資本関係又は人的関係のある会社がない場合も、「無」を○で囲んで提出してください。）

(3) 親会社、子会社の定義

会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子会社をいいます。

(会社法)

第2条第3号(子会社の定義)

会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

第2条第4号(親会社の定義)

株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

(4) 役員の定義

① 会社の代表権を有する取締役(代表取締役)

② 取締役(社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。)

③ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

④ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役

※ 届出者における役職及び兼任先における役職の両方が上記に該当する場合のみ、制限の対象となります。制限の対象となる役員のみ記入してください。

(5) 「資本関係・人的関係に関する届出書」は、届出日現在で記載してください。

(6) 資本関係に関する事項

「該当の有無」欄は、親会社又は子会社がある場合は「有」を、ない場合は「無」を○で囲んでください。

※ 子会社または子会社の一方が更生会社又は再生手続き中である場合は対象外であるため記載しないでください。

※ 資本関係に該当する場合において、久慈市に建設関連業務入札参加資格審査申請書を提出する(資格者名簿に登録されている場合を含みます。)会社が他にないことが明らかな場合は、「無」を○で囲んで差し支えありません。

(7) 人的関係に関する事項

① 「該当の有無」欄は、人的関係がある場合は「有」を、ない場合は「無」を○で囲んでください。

※ 人的関係に該当する場合において、久慈市に建設関連業務入札参加資格審査申請書を提出する(資格者名簿に登録されている場合を含みます。)会社が他にないことが明らかな場合は、「無」を○で囲んで差し支えありません。

② 「役職」欄は、兼任役員の届出者における役職を記入してください。

ア 「代表取締役」、「取締役」、「管財人」、「執行役」のいずれかを記入してください。

イ 役員の名称が上記と異なる場合でも、職務権限等が上記に該当する場合には、該当するものを記入してください。

例) 代表取締役社長⇒「代表取締役」 専務取締役⇒「取締役」

ウ 「取締役」には社外取締役も含まれますが、委員会設置会社の取締役を含みません。委員会設置会社における取締役が執行役を兼任している場合は、「執行役」として記入してください。

エ 「執行役」とは、委員会設置会社における執行役及び代表執行役のことです。

- オ 「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しないでください。
- ③ 「氏名」欄は、兼任役員の氏名を記入してください。
- ④ 「兼任先の商号又は名称」欄は、兼任役員の兼任先の商号又は名称を記入してください。
- ⑤ 「兼任先役職」欄は、兼任役員の兼任先の役職を記入してください。記載要領については、上記②アからオと同様です。
- (6) 記載欄が不足する場合は、適宜、記載欄を追加するなどして提出してください。

13 納税証明書（原本又は写）

次に掲げる納税証明書の原本又は写し（発行後3ヶ月以内のもの）を提出してください。
(消費税については、課税対象業者に限ります。)

なお、新型コロナウイルス感染症等の影響により税の徴収猶予を受けている場合は、徴収猶予許可通知書等の写しを添付してください。

- (1) 久慈市内に本社（本店）又は支店若しくは常時建設関連業務の委託契約を締結する事務所を有する方 ※①～③全ての納税証明書が必要です。
- ① 法人税又は申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税（税務署発行の証明書）
【法人の場合】納税証明書（その3の3）
【個人の場合】納税証明書（その3の2）
- ② 久慈市税〔市が賦課徴収するすべての税目〕（久慈市収納課発行の証明書）
【法人・個人の場合】納税証明書（様式第29号（完納証明））
- ③ 久慈市税〔市が賦課徴収する固定資産税及び法人市民税〕（久慈市収納課発行の証明書）
※課税されていない場合は不要です。
【法人・個人の場合】納税証明書（様式第29号（税目別証明）） 直前2事業年度分
- (2) 上記(1)以外で、6頁Ⅲ1(4)に該当する市内営業所を有する方
- ①～② 上記(1)に同じ
- ③ 久慈市税〔市が賦課徴収する固定資産税及び法人市民税〕（久慈市収納課発行の証明書）
※課税されていない場合は不要です。
【法人・個人の場合】納税証明書（様式第29号（税目別証明）） 直前2事業年度分
- (3) 上記(1)以外で、岩手県内に営業所を有する方
- ① 法人税又は申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税（税務署発行の証明書）
【法人の場合】納税証明書（その3の3）
【個人の場合】納税証明書（その3の2）
- (4) 岩手県内に営業所を有しない方
法人税又は申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税（税務署発行の証明書）
【法人の場合】納税証明書（その3の3）
【個人の場合】納税証明書（その3の2）

※ 市税の納税証明書を取得する際の注意点

市税の納税証明書は代理人でも申請できますが、代表者又は受任者から来庁される方（代理人）へ委任されていることが確認できる場合に限ります。（様式第29号（完納証明）および（税目別証明）の委任欄への記入又は委任状の持参（任意様式可）が必要です。）

また、金融機関で納付した場合、納付確認ができるまで日数を要することから、納税証明書申請直前に納付した場合は金融機関の領収印が押印された領収書を持参・提示願います。

14 使用印鑑届兼委任状（様式第9号）

総務省の標準様式を使用することにより資格審査申請書への押印が不要となることから、入札・契約事務等に使用する印鑑を確認するために、これまでの年間委任状の様式を「使用印鑑届兼委任状」に改めました。必要箇所に記入及び押印し、提出してください。

- (1) 権限の委任に当たっては、復代理人の選任から請負代金の請求・受領等、契約に関する一連の事項について権限を分割することなく同一の方に委任してください。
- (2) 委任期間は、令和5・6年度建設関連業務入札参加資格者名簿に登録された日から、令和7年6月30日となります。
- (3) 人事異動等で受任者の変更があった場合は、必ず変更後の使用印鑑届兼委任状を提出してください。

なお、変更する場合の委任期間は、変更のあった日から令和7年6月30日までとなります。

15 希望する業種別の市内営業所分の直前2年間の年間平均完成実績高調書（様式第10号）

市内に本社（本店）以外の営業所を有する場合のみ提出してください。

16 上下水道料金納付状況証明書

- (1) 市内に本店又は支店若しくは常時建設関連業務の委託契約を締結する事務所又は6頁Ⅲ1(4)に該当する営業所を有する場合のみ提出してください。
- (2) 法人の場合は、法人が使用者名義となっている市内の事業所等、個人の場合は、代表者が使用者名義となっている市内の事業所等の所在地及び水栓番号を記入してください。水栓番号は、右詰めで記入し、空白は「0」で埋めてください。

なお、水栓番号が不明の場合は未記入として差し支えありません。

- (3) 記載欄が不足する場合は、適宜、記載欄を追加するなどして提出してください。
- (4) 必要事項を記入し、上下水道料金納付状況証明願を久慈市上下水道部に提出してください。
- (5) 久慈市上下水道部から証明を得た上下水道料金納付状況証明書の原本（発行後2ヶ月以内のもの）を切り取らずにそのまま提出してください。
- (6) 申請者と水栓の使用者名義が異なっている場合は、「上下水道の使用がないこと」の証明を得てください。

17 市内営業所に関する調書（様式第11号）

- (1) 市内に本店又は支店若しくは常時建設関連業務の委託契約を締結する事務所又は6頁Ⅲ1(4)に該当する営業所を有する場合のみ提出してください。

- (2) 希望する業種にかかわらず、市内営業所に常時雇用されている国家資格や実務経験を有する技術者について、申請書提出日現在の状況で記入してください。

また、6 頁Ⅲ 1 (4)に該当する営業所を有する場合は、市内営業所に常時雇用されている職員全員について記入し、技術職員以外の者は「技術以外」の欄に○を記入してください。

- (3) 「担当業務」欄は、当該職員が担当する業務の種類全てに○を記入してください。
- (4) 「兼務」欄は、久慈市内の営業所だけに所属する場合は「専任」欄に、他の営業所と兼務している場合は「兼任」欄に○を記入してください。
- (5) 記載欄が不足する場合は、適宜、記載欄を追加するなどして提出してください。

Ⅳ 申請書提出後の手続き

1 変更届の提出

(1) 申請書を提出した後、名簿有効期間中にその内容に変更が生じた場合には、速やかに「建設関連業務入札参加資格審査申請書記載事項変更届」(様式第12号)を提出する必要があります。

(2) 提出書類

変更事項	変更届に添付する書類
営業所の名称、所在地、電話番号、FAX番号	☐ 登記事項証明書(部分写し可) ※ 登記事項証明書は、商号又は名称、代表者の変更など <u>登記の変更を必要とする場合のみ添付</u> してください。 ☐ 使用印鑑届兼委任状
商号又は名称	
代表者	
受任者の職、氏名、所在地	☐ 使用印鑑届兼委任状
市内営業所に関する調書の記載事項	☐ 資格者証の写しなど、資格を取得したことが確認できる書類を提出してください。
廃業	☐ 廃業届(様式第13号)

2 事業承継等があった場合

次のいずれかに該当し、引き続き資格者名簿への登録を希望する場合には、再度資格審査を申請する必要があります。速やかに申請書類を提出してください。

- (1) 資格者名簿に登載されている者から営業又は事業の全部又は一部を承継した場合
- (2) 資格者名簿に登載されている者が営業又は事業の一部を譲渡した場合

3 資本関係・人的関係に変更があった場合の届出

届出書の提出以後に、資本関係や人的関係に変更を生じた場合には、変更となった原因を生じた日から2週間以内に、「資本関係・人的関係に関する変更届出書」(様式第14号)を提出してください。

4 中間年における納税証明書等の提出

中間年で市税及び上下水道料金の納付状況について確認を行いますので、該当する場合は、次により納税証明書等(写し可)を提出してください。

なお、中間年の確認により滞納がないものは、令和6年4月1日以降も引き続き入札参加資格を有することとしますが、滞納があるもの又は納税証明書等の提出がないものは、滞納がないことを確認できるまで入札参加等(契約行為を含む。)を制限する場合があります。

(1) 対象者

- ア 市内に本店又は支店若しくは常時建設関連業務の委託契約を締結する事務所を有する者
- イ 6 頁Ⅲ 1 (4)に該当する営業所を有する者

(2) 提出書類

- ア 久慈市が発行する納税証明書（様式第29号(完納証明)）【市が賦課徴収する全ての税目（法人市民税を含む）】
- イ 上下水道料金納付状況証明書

※ いずれも令和6年2月1日以降に発行されたもの

(3) 受付期間

令和6年2月1日から令和6年3月29日まで

(4) 提出方法

郵送または直接持参

(5) 提出先

〒 028-8030

岩手県久慈市川崎町1番1号 久慈市 総務部 財政課 管財係

電話番号 0194-52-2113（課直通） F A X 番号 0194-52-3653

5 市への情報提供について

申請書を提出した後に、国又は他の地方公共団体から指名停止措置及び指名停止に準じた措置（文書警告、文書注意など）を受けた場合には、速やかに市へ情報提供いただきますようお願いいたします。

別表 有資格技術者一覧表

業務		資格等
測 量	測量一般	測量士、測量士補
	地図の調整	測量士、測量士補
	航空測量	測量士、測量士補
建 築 関 係 建 設 コ ン サ ル タ ン ト	意匠	一級建築士、二級建築士、インテリアデザイナー又はインテリアプランナーのいずれか
	構造	一級建築士、二級建築士、建築構造士のいずれか
	暖冷房	技術士・衛生工学部門(空気調和)、技術士・総合技術監理部門(衛生工学－空気調和)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、設備設計1級建築士、建築設備士又は管工事施工管理技士(1級又は2級)のいずれか
	衛生	技術士・衛生工学部門(建築環境)、技術士・総合技術監理部門(衛生工学－建築環境)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、設備設計1級建築士、建築設備士又は管工事施工管理技士(1級又は2級)のいずれか
	電気	技術士・電気電子部門(電気設備)、技術士・総合技術監理部門(電気電子－電気設備)、RCCM(電気電子)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、設備設計1級建築士、建築設備士、電気主任技術者(第一種、第二種又は第三種)、電気工事士(第1種又は第2種)又は電気工事施工管理技士(1級又は2級)のいずれか
	建築積算	一級建築士、二級建築士又は建築積算士のいずれか
	機械設備積算	技術士・機械部門(加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械)、技術士・総合技術監理部門(機械－加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、設備設計一級建築士、建築設備士又は管工事施工管理技士(1級又は2級)のいずれか
土 木 関 係 建 設 コ ン サ ル タ ン 	電気設備積算	技術士・電気電子部門(電気設備)、技術士・総合技術監理部門(電気電子－電気設備)、RCCM(電気電子)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、設備設計一級建築士、建築設備士、電気主任技術者(第一種、第二種又は第三種)、電気工事士(第1種又は第2種)又は電気工事施工管理技士(1級又は2級)のいずれか
	河川、砂防及び海岸・海洋	技術士・建設部門(河川、砂防及び海岸・海洋)、技術士・総合技術監理部門(建設－河川、砂防及び海岸・海洋)、RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	港湾及び空港	技術士・建設部門(港湾及び空港)、技術士・総合技術監理部門(建設－港湾及び空港)、RCCM(港湾及び空港)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	電力土木	技術士・建設部門(電力土木)、技術士・総合技術監理部門(建設－電力土木)、RCCM(電力土木)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	道路	技術士・建設部門(道路)、技術士・総合技術監理部門(建設－道路)、RCCM(道路)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒

土木関係建設コンサルタント	ト	業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	鉄道	技術士・建設部門(鉄道)、技術士・総合技術監理部門(建設－鉄道)、R C C M(鉄道)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	上水道及び工業用水	技術士・上下水道部門(上水道及び工業用水道)、技術士・総合技術監理部門(上下水道－上水道及び工業用水道)、R C C M(上水道及び工業用水道)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	下水道	技術士・上下水道部門(下水道)、技術士・総合技術監理部門(上下水道－下水道)、R C C M(下水道)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	農業土木	技術士・農業部門(農業土木)、技術士・総合技術監理部門(農業－農業土木)、R C C M(農業土木)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、農業土木技術管理士又は畑地かんがい技士のいずれか
	森林土木	技術士・森林部門(森林土木)、技術士・総合技術監理部門(森林－森林土木)、R C C M(森林土木)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者又は林業技士(森林土木部門)のいずれか
	水産土木	技術士・水産部門(水産土木)、技術士・総合技術監理部門(水産－水産土木)、R C C M(水産土木)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	造園	技術士・建設部門(都市及び地方計画)、技術士・総合技術監理部門(建設－都市及び地方計画)、R C C M(都市計画及び地域計画又は造園)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者又は1級造園施工管理技士のいずれか
	都市計画及び地方計画	技術士・建設部門(都市及び地方計画)、技術士・総合技術監理部門(建設－都市及び地方計画)、R C C M(都市計画及び地方計画)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	土質及び基礎	技術士・建設部門(土質及び基礎)、技術士・総合技術監理部門(建設－土質及び基礎)、R C C M(土質及び基礎)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	鋼構造及びコンクリート	技術士・建設部門(鋼構造及びコンクリート)、技術士・総合技術監理部門(建設－鋼構造及びコンクリート)、R C C M(鋼構造及びコンクリート)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	トンネル	技術士・建設部門(トンネル)、技術士・総合技術監理部門(建設－トンネル)、R C C M(トンネル)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	施工計画・施工設備及び積算	技術士・建設部門(施工計画、施工設備及び積算)、技術士・総合技術監理部門(建設－施工計画、施工設備及び積算)、R C C M(施工計画、施工設備及び積算)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業

土木関係建設コンサルタント		務経験が25年以上の者のいずれか
	建設環境	技術士・建設部門(建設環境)、技術士・衛生工学部門、技術士・環境部門、技術士・総合技術監理部門(建設－建設環境)、技術士・総合技術監理部門(衛生工学部門の選択科目)、技術士・総合技術管理部門(環境部門の選択科目)、RCCM(建設環境)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	機械	技術士・機械部門(交通、物流機械及び建設機械)、技術士・機械部門(加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械)、総合技術監理部門(機械－交通、物流機械及び建設機械)、総合技術監理部門(機械－加工、ファクトリーオートメーション及び産業機械)、RCCM(機械)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	電気電子	技術士・電気電子部門、技術士・総合技術監理部門(電気電子の選択科目)、RCCM(電気電子)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
地質調査	地質調査	技術士・建設部門(土質及び基礎)、技術士・応用理学部門(地質)、技術士・総合技術監理部門(建設－土質及び基礎)、技術士・総合技術監理部門(応用理学－地質)、RCCM(土質及び基礎)、RCCM(地質)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者又は地質調査技士のいずれか
補償関係コンサルタント	土地調査	補償業務管理士(土地調査)、測量士、土地改良補償業務管理者又は当該部門補償業務経験7年以上の者のいずれか
	土地評価	補償業務管理士(土地評価)、不動産鑑定士又は当該部門補償業務経験7年以上の者のいずれか
	物件	補償業務管理士(物件)又は当該部門補償業務経験7年以上の者のいずれか
	機械工作物	補償業務管理士(機械工作物)又は当該部門補償業務経験7年以上の者のいずれか
	営業補償・特殊補償	補償業務管理士(営業補償・特殊補償)又は当該部門補償業務経験7年以上の者のいずれか
	事業損失	補償業務管理士(事業損失)又は当該部門補償業務経験7年以上の者のいずれか
	補償関連	補償業務管理士(補償関連)又は当該部門補償業務経験7年以上の者のいずれか
	不動産鑑定	不動産鑑定士

(備考)

- 1 技術士の括弧内は、二次試験における選択科目です。
- 2 RCCM 及び補償業務管理士の括弧内は、部門です。
- 3 土木関係建設コンサルタントにおける大学又は高等専門学校を卒業後当該業務経験が20年以上の者及び高等学校又は専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者（実務経験者）については、次により申告できます。
 - (1) 1人の技術者につき、1つの業務に限り申告することができます。
 - (2) 技術士及びRCCMの資格保有者については、保有資格に係る業務以外の一つの業務について申告することができます。

4 次の表の左欄に掲げる資格を有する者はそれぞれ同表の右欄に掲げる資格を有するものとみなします。

技術士・機械部門（流体機械）	技術士・機械部門（流体力学）
技術士・機械部門（建設、鉱山、荷役及び運搬機械）	技術士・機械部門（交通・物流機械及び建設機械）
技術士・機械部門（機械設備）	技術士・機械部門（加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械）
技術士・電気・電子部門	技術士・電気電子部門
技術士・建設部門（河川、砂防及び海岸）	技術士・建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）
技術士・水道部門	技術士・上下水道部門
技術士・衛生工学部門（廃棄物処理）	技術士・衛生工学部門（廃棄物管理）
技術士・衛生工学部門（廃棄物管理計画）	技術士・衛生工学部門（廃棄物管理）
技術士・衛生工学部門（空気調和施設）	技術士・衛生工学部門（空気調和）
技術士・衛生工学部門（建築環境施設）	技術士・衛生工学部門（建築環境）
技術士・林業部門（森林土木）	技術士・森林部門（森林土木）
R C C M（河川、砂防及び海岸）	R C C M（河川、砂防及び海岸・海洋）
R C C M（建設機械）	R C C M（機械）
R C C M（電気・電子）	R C C M（電気電子）